

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

- a. 企業間の連携（オープンイノベーション、M&A等の事業承継支援 等）

【取り組みの背景】

現代のWebサイト制作では、単に見た目が良いだけでなく、クライアントの事業成長に直接貢献する成果が求められます。そのためには、デザインや開発力に加え、マーケティング、データ解析といった多様な専門性が不可欠ですが、これを一社、特に少数精鋭のチームで全て網羅することは困難という課題があります。

【具体的な取り組み内容】

上記の背景に基づき、段階的に以下の取り組みを推進します。

フェーズ1：信頼できる連携体制の基盤づくり

フェーズ2：共同での価値提供（ジョイント・ワーク）の実践

フェーズ3：新たな機会の創出（パートナーシップの深化）

- b. IT実装支援（共通EDIの構築、データの相互利用、IT人材の育成支援、サイバーセキュリティ対策の助言・支援 等）

【取り組みの背景】

高品質なITシステムの開発には、多様な専門家が安全かつ円滑に協業できる、統一されたIT基盤が不可欠です。しかし、協力会社やフリーランスが個々に最新の開発環境やセキュリティ対策を維持し続けることには大きな負担があり、プロジェクト全体の非効率を招く一因となっています。

【具体的な取組内容】

フェーズ1：基盤の標準化

フェーズ2：知識の共有と生産性向上

フェーズ3：連携の深化と発展

c. 専門人材マッチング

【取り組みの背景】

Webサイト制作に求められる専門性は、デザインや開発に留まらず、データ解析やマーケティング戦略まで多岐にわたります。しかし、各分野の優れた専門家はフリーランス等の形で社会に分散しており、クライアントは最適なチームの編成が困難な一方、専門家は大規模で挑戦的な案件に参画しにくいという機会損失が生じています。

【具体的な取組内容】

フェーズ1：信頼できるパートナー・ネットワークの基盤づくり

フェーズ2：協業による成功体験の創出と共有

フェーズ3：ネットワークの活性化と新たな機会創出

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

②手形などの支払条件

下請代金は現金で支払います。

③知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取り引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他（任意記載）

当社が関わるサプライチェーン全体の共存共栄のため、直接の取引先をはじめ、サプライチェーン全体へのパートナーシップ構築宣言の普及を図ります。

2025年8月8日

企 業 名

役職・氏名（代表権を有する者）

（備考）

- ・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。